

放射線測定器の貸出しについて

安城市では、市民の方が身近な生活環境の放射線量を測定できるよう、放射線の簡易測定器の貸出しを実施しています。

《貸出しの内容》

【貸出機器】

シンチレーション式ポケットサーベイメータ

PDR-111（マイレート） 日立アロカメディカル株式会社製

※環境中のガンマ線による空間線量率（ $\mu\text{Sv/h}$ ）を測定することができる機器です。

食品、水、土壌など（ベクレル計測するもの）の測定はできません。

【対象者】

次のいずれかに該当する人

- ①市内に住所を有する20歳以上の個人
- ②市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人

【使用料】

無料

【貸出日・時間】

月曜日～金曜日（祝休日及び12月29日～1月3日の間を除く）

午前9時～午後4時30分

※貸出期間は3日以内（市内での使用に限る）

貸出期間の末日が休日の場合、その直後の休日でない日を貸出期間の末日とします。

多くの方にご利用していただくため予約は1回分とし、返却後に次回予約が可能です。

【予約・貸出の手続き】

電話又は窓口で事前予約の上、当日、窓口で貸出し手続きを行ってください。

手続きの詳細は、裏面の「測定器の貸出しの流れ」をご覧ください。

【その他】

身近な生活環境の放射線測定にのみ用いてください。営利利用、譲渡・転貸、特定の個人・団体の利益や損害につながるような行為等をしないでください。

【問合せ先】 安城市役所 環境都市推進課 環境衛生係（安城市役所北庁舎3階）

電話 0566-71-2206（直通）

E-mail kankyo@city.anjo.aichi.jp

測定器の貸出手続きの流れ

①予約

- ・電話（71-2206）又は安城市役所 環境都市推進課 窓口で予約してください。
- ・住所、氏名（法人等の場合は事業者及び代表者名など）、電話番号、希望日時等をお伝えください

②貸出

- ・当日、安城市役所 環境都市推進課 窓口にて貸出手続きを行ってください。下記書類をご用意します。

【個人の場合】

- ・運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）その他本人であることを証明できる書類。

【個人事業所又は法人の場合】下記①・②の両方

- ①使用申込書に代表者印を押印してください。

※手続きは、窓口に来た方の名前でいきます。本来の代表者（社長等）本人以外が手続きする場合、代理権限を証明する書類（代表者の委任状等）を添付してください。

- ②窓口に来た方の運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）その他本人であることを証明できる書類。

- ・使用方法、注意事項等についてご説明し、書面にご署名いただいた上で、測定器をお渡しします。

③測定

【主な留意点】

- ・測定器は安城市内で使用してください。
- ・他者が管理する土地や施設内で測定する場合は、必ず事前に承諾を得てください。
- ・測定器は精密機器であり、高価でかつ再購入に時間がかかります。水・高温・衝撃・磁気を避けるなど取扱いには十分気をつけてください。
- ・その他、使用に関する注意事項を必ず遵守してください。

④返却

- ・貸出時間は厳守してください（返却予定日の午後4時30分までに返却）。
- ・返却後、破損・汚損の状況や正常作動することの確認をします。